

長野市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、長野市長及び長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成23年3月3日

長野市監査委員	増山幸一
同	高波謙二
同	小林義直
同	小林紀美子

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成20年度 定期監査(中期・後期) (20監査第85号) 分

指摘事項	当初措置状況	平成22年度の措置状況	担当課	
1 収入に関する事務について (5) 実費算定をして徴収すべきもの (報告書3ページ)	当該施設は、デイサービスやショートステイなどの介護サービス施設や保育園等を合築した複合施設になっており、水道代の実費算定が困難なため、施設間で按分して水道代を算出している。 高齢者生活福祉センター全戸への子メーター設置は、メーター代及び工事費で相当の費用が見込まれるため、平均的な使用量などから実費相当額として徴収できるように、算定基準の統一を図りたい。	「長野市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例」及び「長野市高齢者共同生活支援施設の設置及び管理に関する条例」の一部改正を行い、「実費」を「実費相当額」に改め、平成22年1月1日から施行した。	高齢者福祉課	
1 収入に関する事務について (14) 分納誓約を認めている債権の管理について改善を要するもの (報告書5ページ)	債権者が納付の意思を示しているもの一括納付が難しい場合、分割納付を認めているが、表2のとおり分納誓約書を一部徴収していない事例が認められた。 分納誓約は債務の承認であり時効が中断されるが、誓約書がないものについては法的効果に疑問が生じるので、適切に誓約書を徴収されたい。 また、一部納付された場合も事実上の分納であるので、債務の承認を明確にし、残額の徴収を円滑に行うためにも分納誓約書の徴収を検討されたい。	滞納者が、納付の意思を示しているもの、一括納付が難しい場合、なぜ支払いが難しいか現在の家計状況等を確認するとともに、今後の納付について分納誓約書を作成し、収納管理を徹底するよう改善を図っていく。	分納誓約書の法的意義は、ご指摘のとおり債務の承認書として民法の規定に基づく債務の承認による時効の中断を図るところにある。市税の内規に準じ時効の中断が必要なもの、滞納の解消まで1年を超えるもの、納付計画履行の意識付けが必要な場合など、徴税吏員が必要と認めるものに対して徴することとし、該当する滞納者からは分納誓約書を徴した。	国民健康保険課
1 収入に関する事務について (14) 分納誓約を認めている債権の管理について改善を要するもの (報告書5ページ)	債権者が納付の意思を示しているもの一括納付が難しい場合、分割納付を認めているが、表2のとおり分納誓約書を一部徴収していない事例が認められた。 分納誓約は債務の承認であり時効が中断されるが、誓約書がないものについては法的効果に疑問が生じるので、適切に誓約書を徴収されたい。 また、一部納付された場合も事実上の分納であるので、債務の承認を明確にし、残額の徴収を円滑に行うためにも分納誓約書の徴収を検討されたい。	母子寡婦福祉資金貸付金について、定期監査後における平成20年12月に実施した滞納整理において、分納納付中の方で誓約書未提出又は分納額に変更のあった債務者から、分納誓約書の提出指導を行い、徴収した。未提出者及び誓約が履行されない者もあることから、引き続き分納誓約書の提出指導を行うとともに、提出済みの債務者についても、必要に応じ分納誓約書の再提出を求め、適正な債権管理を図っていく。	平成22年8月及び12月に実施した滞納整理において、誓約書未提出又は分納額に変更のあった債務者から、分納誓約書の提出指導を行い、一部滞納者から徴収した。しかし、こちらが催促をしているにも関わらずまだ誓約書が提出されない者及び誓約が履行されない者がいるため、引き続き分納誓約書の提出指導を行うとともに、提出済みの債務者についても、必要に応じ分納誓約書の再提出を求め、適正な債権管理を図っていく。	保育家庭支援課
1 収入に関する事務について (15) 滞納整理票の整備を適切に行うべきもの (報告書6ページ)	適切な債権管理を行うためには、催告等経過や納付交渉等の記録に努め、必要書類を作成し整理することが重要であるが、表3のとおり滞納整理票が未整備な事例が認められた。 滞納に関する経過状況の記録を整備し、適切な収納管理を行われたい。	給付医療費の返金及び第三者行為における納付金について、催告等を行っているものの、経過を記録する帳票が整備されていなかった。今年度中に、個々の債権について確認を行うとともに、滞納整理票のように経過状況を記録する帳票等を整備し、適切な収納管理を行っていく。	医療費の返金については、徴収原簿にて経過を記録・確認しているが、個々の滞納整理票について、検討するとともに第三者行為における納付金については滞納整理票に経過状況を記録し、適切な収納管理を行っていく。	国民健康保険課
2 支出に関する事務について (3) 公費負担について見直すべきもの (報告書7ページ)	長野建設事務協議会幹事に伴う食糧費について、当該会議は加入市町村の担当課長が出席したものであった。 市町村間の職員との間で行う会議に食糧費を支出することは、適当とは言えないので、公費負担について見直しをされたい。	長野建設事務協議会で行う、市町村間職員との会議に伴う食料費については、平成21年度から公費負担ではなく、個人負担とする。	見直しを行い、個人負担とした。	道路課
2 支出に関する事務について (5) 単価契約にすべきもの (報告書7ページ)	高齢受給者証封入封緘業務委託、歯周疾患検診案内文封入れについて、業務完了後に数量が確定するが、実施数量による総価契約をしていた。 年度により発注数量が変動するものについては、発注数量に基づき支払がなされる単価契約の方法をとられたい。	平成19年度に同様の指摘を受け、平成20年度から業者にも1通での単価設定をする旨を説明した。そして、見積書では1通5.3円という単価を設定し、発注数に応じた支払いをした。しかし、請負契約書は、総額で示されていたため、総額契約との指摘を受けたと思う。 平成21年度からは、見積書の記載についてご指摘どおり対応いたしたい。なお、総額が10万円未満のため、請負契約書は不必要となる。	歯周疾患検診案内文封入れについては、平成22年度から、歯周疾患対象者への年度当初一括送付から、毎月の送付に切り替えたため、業者委託を止め、職員が対応することにした。	保健所健康課
2 支出に関する事務について (9) 団体に対する負担金等について検討すべきもの (報告書8ページ)	各種団体に対する負担金等の支出について、団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額より繰越金が多い団体や多額の繰越金、剰余金が生じている団体があった。 これからの事業展開のために一時的に繰越金等が多くなることはあり得るものの、団体によっては明らかに過大と思われるものがある。負担金等の執行に当たっては、必要性の観点から、また継続する場合でも負担額について、見直しを検討されたい。	更級歯科医師会の繰越金については、施設の改修費等の出費に備えているため、多額となっている。 今後、施設改修費以外に歯科医師会の新規事業など支出が予定されていることから、繰越金については徐々に減額される見込みとのことであるが、その状況を見ながら当市の負担金額の見直しについて検討するよう要望していく。	会館改修費積立に対する予算を明記した。負担額の見直しについて検討するよう要望を行っている。	医療事業課

指摘事項	当如初措置状況	平成22年度の措置状況	担当課	
<p>2 支出に関する事務について (9) 団体に対する負担金等について検討すべきもの（報告書8ページ）</p>	<p>各種団体に対する負担金等の支出について、団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額より繰越金が多い団体や多額の繰越金、剰余金が生じている団体があった。 これからの事業展開のために一時的に繰越金等が多くなることはあり得るものの、団体によっては明らかに過大と思われるものがある。負担金等の執行に当たっては、必要性の観点から、また継続する場合でも負担額について、見直しを検討されたい。</p>	<p>環境第二課では長野県合併処理浄化槽普及促進協議会負担金が、団体の19年度決算で支出額2,142,532円、会費1,760,000円（市町村負担金）、20年度への繰越金1,328,362円となっているので指摘事項に該当する。 平成21年2月24日に上記協議会事務局（佐久市下水道管理センター）へ電話し、監査で指摘を受けているため、負担額の見直し及び事業内容の検討をお願いした。 事務局からは、負担金は規約に基づく額であり、直ちに減額の対応をとることは不可能との回答であった。 現在会費を上回る支出があり繰越額が減少している。また、今後は市町村合併で会費収入の減少も見込まれる状況にあるが、支出額・繰越額・会費水準が適正になるよう、毎年7月末に予定されている総会に向けて更に事務局へ要望する。</p>	<p>・団体の21年度決算状況は、支出額1,600,017円、会費（市町村負担金）1,760,000円、22年度への繰越金1,385,086円となっており、指摘事項の解消には至っていない。 ・協議会事務局（佐久市下水道管理課）及び会長（佐久市長）から、組織体制・事務局事務内容・活動内容を検討するための幹事会の招集があり、平成22年5月18日に初回の会合を持ちこれらを改革することとなった。現在、事務局で原案の作成中である。 ・なお、団体名を平成21年度総会の決議を経て「長野県浄化槽推進協議会」と変更したことに伴って、事務事業名も「長野県浄化槽推進協議会負担金」と変更した。</p>	<p>環境政策課</p>
<p>2 支出に関する事務について (9) 団体に対する負担金等について検討すべきもの（報告書8ページ）</p>	<p>各種団体に対する負担金等の支出について、団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額より繰越金が多い団体や多額の繰越金、剰余金が生じている団体があった。 これからの事業展開のために一時的に繰越金等が多くなることはあり得るものの、団体によっては明らかに過大と思われるものがある。負担金等の執行に当たっては、必要性の観点から、また継続する場合でも負担額について、見直しを検討されたい。</p>	<p>各種団体への負担金等については、総会に先立つ幹事会において、改めて活動と事業費の内容を検討し、多額の繰越金がある場合には理由を確認する。 （注）これまでに、事業完了時における式典経費を積立ててきた団体もある。 その上で、負担金等が過大と認められる場合には負担金の削減を図る。</p>	<p>各種団体の活動内容、財務状況等を検討し、多額の繰越金があり、負担金等が過大と認められる場合は、負担金の見直しを図っている。 *平成22年度に見直しを行った同盟会 一般国道19号塩尻・長野間二次築促進同盟会 （55,400円→41,000円） 一般国道406号整備促進期成同盟会 （45,000円→43,100円） 国道403号整備促進期成同盟会 （36,100円→32,000円） 新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会 （133,000円→126,000円） 青木・麻績インター・新町間県道整備促進期成同盟会 （35,000円→27,000円）</p>	<p>道路課</p>
<p>2 支出に関する事務について (9) 団体に対する負担金等について検討すべきもの（報告書8ページ）</p>	<p>各種団体に対する負担金等の支出について、団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額より繰越金が多い団体や多額の繰越金、剰余金が生じている団体があった。 これからの事業展開のために一時的に繰越金等が多くなることはあり得るものの、団体によっては明らかに過大と思われるものがある。負担金等の執行に当たっては、必要性の観点から、また継続する場合でも負担額について、見直しを検討されたい。</p>	<p>今後とも、各種団体の決算、実施事業、今後の活動予定等について詳細に把握し、負担金等交付の必要性の観点から見直しを進める。</p>	<p>新たに合併した、信州新町及び中条地区の事業進捗も考慮し、各種団体の実施事業、財務状況、今後の活動予定等について内容を検討し、負担金等交付の必要性の観点から見直しを進める。 ※平成22年度は県浅川ダム着工に伴い、浅川地区浅川治水対策委員会補助金を減額（300,000円→270,000円）</p>	<p>河川課</p>
<p>2 支出に関する事務について (9) 団体に対する負担金等について検討すべきもの（報告書8ページ）</p>	<p>各種団体に対する負担金等の支出について、団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額より繰越金が多い団体や多額の繰越金、剰余金が生じている団体があった。 これからの事業展開のために一時的に繰越金等が多くなることはあり得るものの、団体によっては明らかに過大と思われるものがある。負担金等の執行に当たっては、必要性の観点から、また継続する場合でも負担額について、見直しを検討されたい。</p>	<p>上下水道局総務課が指摘を受けた対象団体は、長野県都市施設協会、日本水道協会、日本下水道協会及び日本下水道協会長野県支部の4団体である。（事業規模に対する一般正味財産、繰越金が30%以上の団体） 長野県都市施設協会については、事業割負担金の本市のとりまとめ窓口である都市計画課が、運営方法の改善、事業割負担金の見直し、繰越金の処分等具体的な収支改善案について、早急な検討を求めているところである。 日本水道協会と日本下水道協会についても、運営方法の改善、事業割負担金の見直し、繰越金の処分等具体的な収支改善案について、今後開催される総会及び理事会に向けて、早急な検討を求めていく。 日本下水道協会長野県支部（本市事務局）については、現在、会費は、日本下水道協会の会費を基に算定されているが、今後、県支部独自の算定方法とすることにより、会費の引下げを検討するとともに、運営方法の改善を図っていく。</p>	<p>各種団体に対する負担金の執行のうち、長野県都市施設協会については、事業割負担金の本市の取りまとめ窓口である都市計画課が、運営方法の改善、事業割負担金の見直し、繰越金の処分等具体的な収支改善案について、早急な検討を繰り返し求めているところである。 日本水道協会については、会費算定基礎となる有収水量の減少により負担額が下がっており、あわせて繰越金が年々処分されている。また、日本下水道協会についても、今年度会費の10%減額がなされている。両団体とも収支改善が実施されているところである。 日本下水道協会長野県支部（本市事務局）については、今年度、支部独自の会費算定方法に規約を変更し会費の引下げを実施したところであり、今後も適正な運営を図っていく。</p>	<p>上下水道局総務課</p>